

法律学教育の授業

1. コア・カリキュラムを意識した教育の到達目標

法学教育の主たる目標は、法的思考能力の育成にある。法的思考能力とは法的なものの考え方であり、リーガルマインドとも呼ばれる。ある出来事に法を適用したらどのような法的決定が下されるべきかを推論できる能力である。推論は、裁判官がある事件に対して判決を下す際に、また弁護士が紛争解決、問題解決のための判断などに行われる。しかし、法律の専門家でなくても、会社・組織の活動がルールに従って公平・公正に遂行されているかどうか、契約内容の適切性を判断する場合などにおいて、どのような法が適用され、どのように対応すべきか、大体的見当をつける能力を有すべきである。それには、法的思考能力を身に付けていなければならない。この能力の育成は、司法の専門家を目指す法科大学院教育ばかりでなく、産業界や国または地方公共団体、あるいはNPOの職員を目指す法学部の学生にとっても重要である。

法学のコア科目としては、基礎法、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法等がある。コア科目の教育においては、法を単なる知識として覚えることを目標とすべきではなく、実際の社会で問題解決にどのように役立つかを知ること、いわゆる法適用の結果を多少なりとも推論できるようにすることを目標とすべきである。したがって、法学教育の到達目標は、事実即して具体的問題を法的に解決する創造的な法的思考力と表現力と論争力の育成であり、これがどこまで実現されるかが問われることとなる。

2. 教育現場での課題

(1) 知識の供与から考えさせる授業への転換

これまでの法学部教育は、講義による法的知識の供与を中心としていた。講義は、多数の学生に知識を一度に伝達するためには効率的な方法であるが、一方的な授業となることで学生に学習意欲を持たせることが困難になる。学生が主体的に考え、法的思考を発展させる授業としては効果が期待できない。ゼミや演習など少人数のクラスが設けられているが、一部にすぎず、大部分が講義による知識の一方的な教育である。小人数クラスの編成は理想ではあるが実現性は低い。そのような環境の下で、知識の供与から考えさせる授業へ、一方向から双方向授業への転換を図る工夫が要請される。大人数の授業でも学生各自が意欲的に学習に取り組めるよう、ITを活用した授業方法の工夫が望まれる。

(2) 現場感覚を持たせる授業の工夫

事実即した創造的な法的思考力を実現するためには、事実即して考察が可能となるよう、現実的な事例問題を掲げる中で、実践的な感覚で主体的な学習ができるような授業のシステム作りが求められる。従来の教育では、まず法的な知識を授業で与え、学生がある程度の知識を蓄積するようになってから、知識を活用した応用として事例問題を解かせる。事例問題の内容は、5、6行程度で抽象化された枠組みにすぎず、現実起きたあるいは起こりうる事案のリアリティ（事実性）は備えていない。抽象的であるが故に、学生が興味を持って主体的に法的思考することを必ずしも促進できていない。現場感覚を与えるような事例問題を学生に与えていくこと、これが重要である。しかし、現実的な問題作りは教員に限界がある。日々変化する事案を意識しての問題作成には、法曹現場の専門家による情報提供が必要であるとともに、各大学で作成した問題の共同利用の実現が期待される。

3. 教育改善のための授業設計・開発・運営の方向性

教育改善には、大教室から小教室へ、大人数教育から少人数教育への方向が有効である。法的思考力と論争力の育成に最も適しているクラス規模は、いわゆるゼミの規模で20人未満のクラスであろう。しかし、コア科目においては、少人数教育は定員の規模からしてなかなか難しい。少人数化を目指すのはよいが、それ以外の点でも改善のための授業設計、開発および運営の工夫がなされなければならない。それはどのような方向でなされるべきであろうか。

(1) 学習情報のアーカイブ化

学生が自主的、主体的に参加できるような授業の仕組みを用意することである。あらかじめ授業で学ぶべき事柄や課題についての情報が明確に伝達され、学生に共有されている必要がある。学生が何を学ぶのかを明確に認識しているとき、問題意識を持って授業に参加できる。それには情報を共有するためのプラットフォームが必要である。1コマごとの詳細なシラバスを公開する中で、授業で修得できる知識の内容を明示することが重要である。また、事前学習すべき事柄、調査すべき事柄、課題の内容および課題学習に必要とされる資料など、学習に取り組めるようITを活用して学習情報を提供していくことが望まれる。

(2) 事例問題のリアリティ化

リアリティのある事例問題を提供することである。事例問題を解くということは、学生に謎解きの興味をもたらす。リアリティが豊かであればある程、問題に対する現場感をもつことができ、一層の興味と関心を示す。その興味と関心が問題解決への主体性を促進するのである。事例問題は、文書形式が基本であるが、契約問題などビデオ化可能なものもある。いずれにしても、一大学で作成するには負担が大きいので大学間で事例問題を持ち寄り、共同利用が実現されるよう、本協会の大学連携によるコンソーシアムの活動が期待される。

(3) プロブレム・ベースド・ラーニングの導入

学生同士の協調学習を実現することである。一人で孤立して問題解決をするのではなく、他の学生との共同作業の中でそれを行うとき、学生はより意欲と責任感を持って問題解決に取り組む。事例問題の演習では、クラスを10人未満のグループに編成し、判例調査、資料収集、知識整理、要件整理、推論に亘るワークショップを分担・連携する中で、学生一人々が課題発見・解決に向けた能力を高めることが可能なプロブレム・ベースド・ラーニングの導入が必要である。その上で、論争や競争の機会を設け、学習意欲を刺激することが重要である。論争は学生の思考意欲を促進する。競争は競争心を促し、思考とその表現を一層促進する。なお、それぞれのグループの学習指導には、担当教員の他に複数の大学院生によるティーチングアシスタントの支援が前提となる。

(4) サイバー・キャンパスによる全員参加授業

全員が参加できる授業環境を構築することである。ソクラティック・メソッドは、教員と学生が問答をしながら教育する方法であり、法的思考の育成に有効な方法である。しかし、実際に教員と問答できる学生の数は限定されている。ディスカッション・メソッドも議論できる学生の数が限られるので、中教室以上の規模では不可能である。授業出席している全員の学生の法的思考の育成のためには、とにかく全員が参加しているということが重要であり、これを実現する工夫がなされなければならない。それには、ITの活用が不可欠である。講義用のWebサイトに供与すべき知識、詳細な資料・情

報を掲載し、講義以前にダウンロードして知識を得ることを可能にする。その上で、掲示板の会議室で講義前に提示の課題について議論し、論点の把握を行う。次いで対面の講義において内容の繰り返しを行う。この手法でソクラティック・メソッドを全員に実現することになる。さらに講義を録画したビデオ・オン・デマンドで反復学習することで、学生全員がそれぞれの理解度の中で授業に参加し、学習することが可能となる。勿論、講義の後で掲示板を使用して疑問点の解消を行うことが可能である。また、詳細な知識には、法曹の専門家、企業の法務担当者などからの現場情報、体験情報を掲載しており、知の共有も可能にしている。いわゆるリーガル・スパイラル・トレーニングの導入が望まれる。

(5) 学習状況把握による授業改善

学生の学習状況を不断にかつタイムリーに評価することが望ましい。個々の学生の修得度のバラツキを的確に把握し、タイムリーに教育にフィードバックすることは、教育効果を高めるはずである。そのための技法の工夫がなされなければならない。それには、90分授業の中で複数回に亘り理解度の状況を把握するため、携帯電話などで小テストを回答させ、リアルタイムで反応を把握し、反応が低い部分や興味がない部分について、双方向のコミュニケーションを行いながら補充する必要がある。以上の施策を実現する方法は何か。その一翼を担うのがITの活用であろう。もとより、ITの活用は全能ではない。しかし、有効な方法の一つであることには間違いはない。

(6) 大学連携による授業の高度化

訴訟法の観点から実体法を眺める視点を身に付けさせるために、ITを利用した遠隔模擬裁判の授業が効果的である。オンラインの会議室とリアルタイムで結んだテレビ会議システムを利用する方法で、「教わる」から「学ぶ」、「受身」から「参加」と学生の態度が変わる点、学生間の議論という共同作業ができる点、多様性に富んだ意見交流が可能になるなど、サイバーコートを導入した教育の普及が期待される。

論争システムを活用したリーガルメソッド授業

1. 授業のねらい

このリーガルメソッドの授業は、法科大学院の授業で法学未習者を対象とし、実定法に共通する概念や思考構造の枠組みと思考方法の修得を目指す科目である。法的思考を正しく行うことができるよう、知識の枠組みを理解させ、用いることができるようにするとともに、事例問題を解決するための法的思考力と表現力を育成することが教育目標である。

2. 授業のシナリオ

一年生、選択科目で前期2単位、1回60分、週2回、試験を含め30回の授業である。授業規模は36人。リーガルメソッドでの教育法は、事例問題の解決を中心としたプロブレム・メソッドである。リアルな問題を解決する過程で必要な知識を自覚させ、学生自ら知識を探し集め、体系を修得していく。ソクラティック・メソッドおよびディスカッション・メソッドを融合的に利用し、模擬裁判形式の教育を導入する。開発した法創造教育支援システムを利用する。リーガルメソッド授業の全体構造を表1に示す。

表1

講義名	回数	日付	講義番号
イントロダクション	1	4/18	第1回
1. 法の適用 (1 紛争解決と法適用, 2 法適用の構成要素, 3 法的正当化の推論と創造の推論, 4 問題解決のプロセス)	4	4/20-5/2	第2回 - 第5回
2. 法とは何か (1 法文, 2 法文と法的推論, 3 法概念, 4 法源, 5 法の分類)	5	5/9-5/18	第6回 - 第10回
3. 法の構造 (1 法文の構造, 2 法文の相互結合の構造)	2	5/23	第11回 - 第12回
4. 法の効力 (1 法の効力の概念, 2 法文の効力の基礎, 3 法の効力構造, 4 行為規範, 裁判規範, 行為規範について)	4	5/25-6/6	第13回 - 第16回
5. 法律構成 (1 基本構成, 2 原告の立場から, 3 主張・立証責任および要件事実論, 4 被告の立場から法律構成, 5 法律構成文書の評価)	5	6/6-6/15, 6/29	第17回 - 第20回, 第24回
6. 口頭弁論 (1 第1回サイバー模擬法廷: 原告の主張を中心に, 2 第2回サイバー模擬法廷: 被告の反論と原告の再反論, 3 第3回口頭弁論の評価, 4 第3回サイバー模擬法廷: 承諾の効力発生を中心に, 5 第4回サイバー模擬法廷, 6 口頭弁論の論理構造の分析)	6	6/20-6/22, 7/4-7/6	第21回 - 第23回, 第25回 - 第27回
特別講義: Prof. Bergsten: 国際商事仲裁模擬裁判	1	7/11	第28回
7. まとめ: 法創造推論と妥当性判断	1	7.13	第29回
定期試験 17.18 第30回	1	7.18	第30回

3. IT活用の詳細

(1) 授業内容と授業の流れ

イントロダクションでは、授業の全体構造とアプローチの仕方を示す。法創造教育支援システムに登載されているビデオ教材（入門事例）を用いて、生の事実に近いところから出発し、依頼人の持ってきた事実の把握、その事実に適用すべき法の探索、解釈・適用の試みへと進む授業のボトムアップの構成を示す。最初に、最終目標に近いものを見させ、在学中に学ぶべき課題を知らしめるシナリオを理解させる。その後、示されたアプローチにしたがって、6週目までに「1.法の適用」、「2.法とは何か」、「3.法の構造」、「4.法の効力」で法の一般理論を講義する。これらは法を理解し学んでいくための基本的な法的知識の枠組みである。時間の関係で講義で教示するが、概念や理論が示された後は、できるだけ具体例で考えさせる。

以下、7週目以降の「5.法律構成」、「6.口頭弁論」で行われる事例問題に基づくサイバー模擬裁判を利用した法創造教育について、図1に従って授業の進め方を説明する。

「1.法の適用」(第2回 - 第5回)で解説された法と法的推論の基本構造に基づいて、「法律構成の基本構造」(第17回)の解説を講義する。

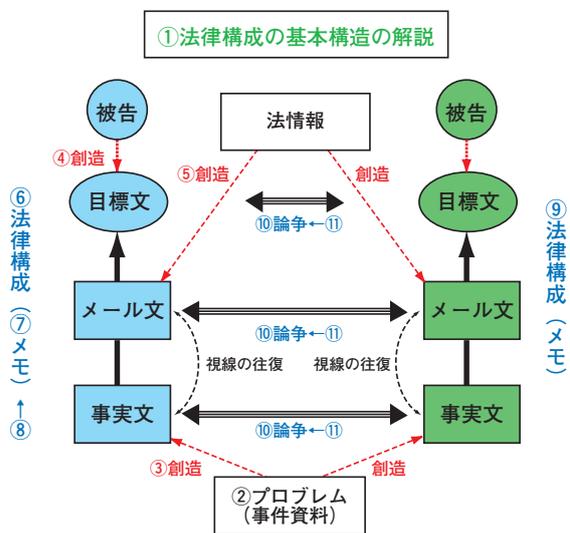


図1 事例問題に基づくサイバー模擬裁判を通じた法創造教育

<p>資料4 2005年3月28日</p> <p>アンザイ社 販売責任者 ハーバート・ストロック 様</p> <p>日本商社バーナード 購入責任者 レジナルド・ブラッグ (署名)</p> <p>特別価格でご提供のお伺い</p> <p>拝啓</p> <p>貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てをいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、現在、弊社ではトラクターとレーキからなる農業用作業機一式を仕入れることを検討しています。そこで、たいへん恐縮ではございますが、特別割引のご提供をご検討願えないでしょうか。</p> <p>実は貴社と同業他社より多数お引き合いがありまして、ノウキョウ社では、弊社希望の20馬力のエンジンを搭載したものを55,000ドルで入手することが出来ます。弊社としては、より安い価格でご提供いただけることから仕入れたいと思っております。そこで、ノウキョウ社に価格よりも安い価格での販売をご検討いただけませんか。</p> <p>どうか、特別のご配慮をもってご了承願いますようお願い申し上げます。</p> <p>敬具</p>	<p>資料5 2005年4月1日</p> <p>日本商社バーナード 購入責任者 レジナルド・ブラッグ 様</p> <p>アンザイ社 販売責任者 ハーバート・ストロック (署名)</p> <p>値引きの了承について</p> <p>拝啓</p> <p>平素は格別のお引立てを賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、3月28日付貴債、拝読いたしました。ほかならぬ貴社よりのお申出でございますので、今回のお取引に際し、弊社のトラクターの標準価格よりも20%割引の5万ドルにてご提供いたします。その他の条件は、同社の農機用作業機一式引込条件のとおりです。同意のお返事があり、ご注文商品の手配をさせていただきます。</p> <p>まずは、値引き価格でご提供のお申し込みです。</p> <p>敬具</p>
--	--

資料1 学生に提示する事例問題全13頁のうち、4〜5頁

事例問題を提示する。事例問題は、当事者が提出した事件に関する各種資料の形でイントラネット上に提示される。

学生は、原告の代理人の立場から、事件に関する資料から事実を整理し、事実文を作成する第18回、宿題、講評)。

学生は、裁判で実現すべき目標文を確定する(ソクラティック・メソッド)。

それを論証するために適用可能な法ルール文を関連法条の中から見つけ出す(ソクラティック・メソッド、宿題)。

学生は目標文を法ルールと事実とから正当化する。その際、記述された事実文と発見された法ルール間の中で吟味を行い、必要に応じて判例の援用または法解釈文の作成を行い、目標文を正当化する論理構築を試みさせる(ソクラティック・メソッド)。

このようにして獲得された論証構造を法律構成メモ(準備書面を模しているが、訴訟上の準備書面ではない)の形で提出する(宿題)。

提出された法律構成メモについて教員は添削し、コメントを付す。(イントラネットに公開) 上記 ~ は、被告の立場でも行う。

原告または被告の立場に分かれて依頼者の目標を実現するために口頭弁論形式で論争する。立場を入れ替えても行う(21回から電子掲示板また法的論争システムを利用したサイバー模擬法廷上のディスカッション)。

学生は自分を含めて他の学生すべての議論について論評を行う(宿題として提出)。

最後に、学生は自分が裁判官であったらどのような結論をとり、それをどのように正当化するのであろうかを原告および被告の諸議論に対する批判を踏まえて、考察しまとめる(宿題)。

(2) 法的論争システムの環境

黒板の他に二つのスクリーンと異なった画面を表示する2台のプロジェクターが設置されており、教員はノートパソコンを用いて教材を投影する。学生の机は、相互に討論がしやすいようアーチ型に配列されている。各机には情報コンセントが設置され、すべての学生がノートパソコンを学内LANに接続して授業に参加する。学生の意見表明や論争は、必要に応じてコンピュータとネットワーク上で行われる。課題の提出はすべてサイバースペースで行われる。学生は課題に対する回答を原則としてワードで作成し、教員はこれに対する添削評価を変更履歴とコメント機能を用いて行う。授業はビデオに自動録画されオンデマンドで放映される。授業のシラバス、教材、レポート課題、回答、評価添削はすべてイントラネット上に掲示される。いわゆるサイバー・キャンパスの環境が利用されている。リーガルメソッドでは、全員が論争に参加できるよう、電子掲示板で模擬裁判を行う。また、当事者の主張が相手方のすぐ前の主張に対してどのような関係にあるか、例えば、容認、否認あるいは反駁に当たるかを指定するとともに、裁判長が原告被告の発言を制御することができるように法的推論に特化された法的論争システムを用いた。(図2参照)

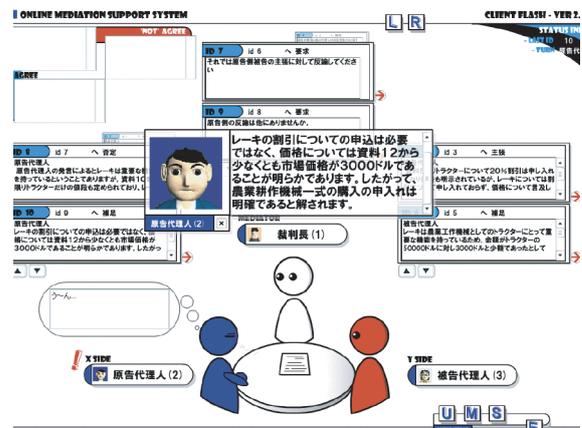


図2 法的論争システムを用いて原告被告に分かれて論争中

4. 授業効果

リーガルメソッドにおいては、すべての学生がLANに接続したパソコンをもって授業に参加し、IT環境をフルに利用することにより効果的に授業を遂行することができた。

掲示板利用のサイバー模擬裁判形式の授業を行うことによって、論証と論争が意欲と自発性をもって遂行できるばかりでなく、客観的把握が可能となり、教員の指導コメントの付与や学生の相互評価の付与がWeb上で記録として残る形で可能となるとともに、全ての学生が共有できるようになった。

これらの作業において、「法律構成メモ」における論証構造を構築する過程の中での事実文の創設や法ルール文の創設、そして相手方との論争の中での論駁又は反駁命題の創設などにおいて、創造的推論を実施し、その能力を開発していくことが実現できた。

新しい法学教育のアプローチとして、事例問題を中心とする法創造教育方法を開発し、実践した。法的思考力の育成と法的知識のボトムアップが可能となり、法的思考力と表現力の育成に効果があったと言える。

「法律の入り口として、最適な授業だった」、「授業では、資料からの事実の摘出や法規へのあてはめ等、司法試験に向けて勉強していくにあたって重要な点をご教授いただきました」などの感想が得られた。

学生に対するアンケート結果の一部を表2に示す。

表2 学生に対するアンケートの結果の一部

13頁の事件資料からなる事例問題の法的解決を問われたのはよかったですと感じますか？	4.14 (0.85)	原告と被告の異なる立場に入れ替わって立って、法律構成を行い、法律構成メモを作成することは、法創造的思考と表現力の育成に意味があると感じますか？	4.29 (0.99)
事例問題の事実の整理を行うことは法的思考と表現力の育成に意味があると感じますか？	4.31 (0.68)	原告と被告の異なる立場に入れ替わって立って法律構成を行い、法律構成メモを作成したことで、法創造的思考と表現の能力は、以前に比べてより高くなったと感じますか？	4.06 (0.84)
法律構成メモ（準備書面の骨格をなすもの）の作成を、以前に比べてより創造的に行えるようになったと感じますか？	3.71 (1.02)	BBSは議論が記録として残り、自己もしくは他人の議論を分析評価できるので、法的思考と表現の反省・改良に役立つと思いますか？	3.55 (0.97)

5. 問題点・課題

掲示板や論争システムの使用について、学生が使い慣れるまでに多少の時間を要してしまった。掲示板や論争システムの使用法を指導する適切な時間を確保することが必要である。

授業時間外で論争システムを通じた議論が活発になされなかった。授業外での上記システムの利用を普及することができなかったことによる。この問題点を改善するために、授業外の自由討論への寄与度を成績評価に加味し、学生の積極的な参加を促すことが考えられる。

ケースビデオを活用した民法基礎演習授業

1. 授業のねらい

この民法授業は、実社会の中で法的問題を現実に即して分析し、民法を適用して問題解決の方向を推論する基礎知識と法的思考の修得を目標とする。教科書と配布資料による一方的な法的知識の伝達ではなく、具体的な紛争のモデルケースをビデオ化し、授業またはWebで提供して、自ら解決に必要な法的思考を学ぶ。

2. 授業のシナリオ

民法基礎演習は、2年生を対象に4単位（通年）、1時間（90分）の選択科目で、26名が履修している。

(1) 授業内容

民法基礎演習では、一つの法律問題には民法の多くの規定が関連することを理解させることを目標に、実際の社会で発生する具体的事例をモデルケースとして取上げ、民法が規定する守備範囲と民法の体系全体を理解させる。さらに一般法と多くの民事特別法との関連を理解させることによって、これらの法が実際の社会の中で問題解決にどのように機能しているかを理解させることをテーマとしている。問題解決のために自から適用法令を探すことによって、民法に対する興味と学習に対する動機付けを行うとするものである。ここでは、具体的事例から法的な問題を発見し、民法の規定が問題解決にどのように機能しているか、その基礎知識を学びつつ適用法令や判例を探り、自ら問題解決を試みる方法として、売買契約の事例を参考に取上げる。

(2) 授業の流れ

具体的な授業の進め方としては、最初に売買契約に関する紛争ビデオを学生に示して、單元ごとに設問を示しながら、民法上の問題点がどこにあるか、適用法令の検討までを一連の流れとして数週間継続してすすめる。民法の規定と多くの特別法が一つの契約事実に関して様々な形で関連しあっていることを理解させる。契約法の講義の後、以下のような流れでケースビデオを見て、問題点の分析、適用法令や判例を調べて解答するように、あらかじめ用意された設問に解答を作成しながら次の設問に進む方法で演習を行う。1つのテーマのケースビデオの授業進行は、概ね以下の流れになる。

1週目	ケースビデオを見て、各自で法的問題点を考え設問の解答を検討する
2週～3週目	法的問題を検討させる設問の解答を作成する
4週～5週目	問題の解決のための適用法令・判例などを調べて、設問の解答を作成する
6週目	法的問題点の分析と具体的問題解決のためのレポートを作成する

3. IT活用の詳細

現実にかかる紛争法的解決のための思考方法を習得させる立場から、問題の発見（問題点の分析能力）、規範適用のための民法や特別法および関連判例の調査、正しい判断と利益考量などの思考能力の育成、およびその学習過程での法的知識の習得について、法的紛争をシナリオとしたケースビデオを学生に提供し、ビデオ教材を利用して自ら学び問題発見と解決のための法創造的思考能力を養う。

例えば、ある売買契約の交渉場面とその後の債務不履行に伴う契約解除、損害賠償請求の交渉過程、家族法の親子関係のトラブルなどのビデオを提供し、それに関して項目ごとに設問を設けて、その設問したがって解答を作成するという方法を通じて、



図1 売買契約をめぐる交渉のケースビデオ画面

具体的事例における問題点の分析・整理、解決のため必要な適用法令の調査と法的な理論の組立て、対立する意見の判定、解決のための原則の適用方法を学ぶことによって法的思考能力を養う。

ITの活用は、法的問題解決のプロセスを習得させ、必要な民法の各条文と関連する特別法および判例をデータベース化し、問題点の分析と判例の事実関係を整理した図解を提示するなどして、一つの問題を総合的に理解させる。また、教材をWebサイトに掲載して事前事後の学習にも活用する。例えば、次の図は、明治学院大学法科大学院吉野一教授らによって提供されているケースビデオ（売買契約のケースと親子関係のケース）の例である（吉野一教授HP「法創造教育支援システム（LESS）」参照）。



図2 ビデオ画面に続く設問の画面

4. 授業効果

ビデオの活用は、ビジュアル教材として教室でビデオを見せ、設問ごとに教員と議論しながら理解させる場合と、自学自習用教材としてWeb上で提供する場合とがある。アンケートを行った結果では、「Web上の設問に従って勉強することによって応用力を学べる」、「設問に対する解答を自分でどう答えるかを考えてみてから教科書や参考書を読むことが勉強になる」、「教科書による勉強では自分で考えることほとんどないが、ビデオ教材では自分で考えなければならないから、これまでと違った勉強になる」、「解答の構成を体系的に自分で考えなければならない必要にせまられる」、などであった。さらに、「問題点を探して分析することが難しい」、「適用法令が分からない」、「解答の検討の過程で自分の知識不足や勉強不足の弱点分かる」、「問題解決能力や法的思考能力の習得は、将来の裁判員制度にとって必要である」といった回答もあった。

5. 問題点・課題

法学部の多くの授業で使用できるよう教材作成を支援する学内体制が必要である。現在は、IT教育に関心を持つ一部の教員が教材作成に努力しているが、教材作成支援体制の有り方について、教員がIT技術の理解なしに、プランのみを示して教材作成されることが良いのか、教材作成に教員がどこまで関わるのか、教育方法の実効性を左右する課題がある。また、ビデオ教材を使用した学生からのフィードバックも取り入れるなど、効果的な教材開発の体制を構築することが必要である。

理解度把握システムを活用した財産法授業

1. 授業のねらい

財産法の授業では、物権をめぐるさまざまな紛争について、その解決策を提示できる能力、その解決策について、原告・被告両者の立場に立って問題点を指摘し、改善策を提示していく能力の育成を目的としている。

2. 授業のシナリオ

法科大学院の1年生を対象に、前期2単位の必修科目であり、70名を2クラスにそれぞれ30回の講義を行った。

バックホー盗難事件に関する最高裁判決を題材とし、動産の善意取得に対する盗品の場合の例外規定の意味を確実に理解させることを目標としてシナリオを描いた。盗品に関する善意取得の適用除外に関しては、新司法試験短答式試験問題にも出題されており、学生の関心も高かった。以下にバックホー盗難事件の問題状況を紹介する。

民法192条は、取引安全のため、真の所有者を犠牲にしても、善意取得者に完全な所有権を与えている。しかし、盗品・遺失物の場合には、2年間に限って、真の所有者が盗品・遺失物の回復請求権を与えている。その場合に、2つの場合が区別されている。1つは、盗品・遺失物が公の市場に出していない場合で、この場合には、真の所有者は、無償で盗品・遺失物の回復を請求できる（民法193条）。これに対して、盗品・遺失物が公の市場で取引されて、そこで盗品・遺失物を善意・無過失で取得した者に対しては、真の所有者といえども、その取得価格を弁償しなければ、盗品・遺失物の回復を請求できない（民法194条）。

これまでの盗品売買の事例では、宝石類のように、使用によって価値が下がることが少ない物ばかりであり、民法194条の合理性が疑われることがなかった。しかし、本件のように、使用によって価値が極端に下落するバックホーのような場合には、例えば、盗難時には、500万円の価値があったものが、市場で300万円で売買され、取得者がそれを使ってさんざん稼いだこともあって、返還を受ける時には、本体の価値は、200万円に下落しているという場合に、真の所有者がそれを取り戻すのに、300万円を支払わなければならないというのは、合点がいかないというのが素朴な感想であろう。

そこで、この事例の第1審・第2審は、真の所有者が取得者に取得価格（300万円）を弁償する代わりに、取得者が得た使用利益（300万円～400万円）を真の所有者に返還することを命じている。しかし、そうだとすると、民法194条が、取得者に対して取得価格の弁償を認めた意味が失われてしまう。

以上の問題状況を把握させた後に、所有権は誰に帰属しているのか、取得者は、使用利益の返還をする必要があるのかどうかを考えさせることにした。

3. IT活用の詳細

毎回の授業は、基本的には講義主体で行っているが、教員が一方向的に講義を行うのではなく、学生自ら思考して結論へと導くよう、ソクラティック・メソッドを用いている。ソクラティック・メソッドを実現するためには、学生の予習復習が不可欠であることから、Webサイトに予め毎回の授業の詳細なレジュメを掲載し、授業前の知識伝達を徹底化している。さらに毎回の授業後にテキストによる講義録も掲載しているが、これは単に学生の復習用教材として準備しているだけではなく、教員自身が次年度の授業を改善するための資料としても活用している。

成績評価は講義中の出席・発言と提出課題の内容、中間・期末の定期試験の得点により行っている。特に定期試験では、答案を公正かつ公平に採点し、学生各々の弱点を教員が的確に理解し、適切な指導を行うため、ITを利用した答案の公正な採点システムを自作し、活用している。以下に、中間テストを題材として、理解度把握システムについて紹介する。なお、中間テストの試験問題は、付録のCD-ROMに収録しているので参照されたい。

(1) 採点基準の作成

問題の作成が終了したら、答案作成者の立場になって問題を解いてみる。そして、可能性のある解答をすべて想定して、それぞれ、出題目的に照らして、学力がどの程度まで達成しているかという採点基準を作成する。事例を解決するのに適したルールを発見しているかどうか、そのルールを適用した結果が問題の解答として適切かどうかである。今回の試験問題に関する解答の可能性とそれぞれに対する採点は最後の表の通りとした。模範解答を10点満点とし、適用の結果と適用条文の内のそれ

それが欠けている場合に減点を行い、最低点を1点とした。なお、採点基準は付録CD-ROMに収録しているので参照されたい。

(2) 採点におけるITの利用

スプレッドシートには、採点作業表の下に採点基準表を配置している。データの入力規則のリストに下欄の採点基準表を流用している。これにより、各欄のボタンをクリックすると採点基準のリストを選択するだけで答案の解答要旨が入力できるようになっている。答案の解答要旨を入力する手間を省くことができる。採点基準は、採点の前にあらかじめ作成するのが原則であるが、答案をざっと眺めてみて、解答の傾向を把握してから作成することもできる。予想を超える答案に出会うことも稀ではない。その場合には採点基準の変更を行うことになるが、入力規則を更新することによって即座にスプレッドシートに反映されるので、これまでの入力をやり直す必要がない。この点が、このプログラムの最大の強みである。採点を実現するExcelの最も重要なプログラムは、K列第4行に示されている以下の1行のプログラムだけである。このプログラムをオート・フィルという方法で、L列からQ列までの素点採点欄にコピーすると、答案要旨を選択肢から選ぶだけで答案の採点が自動的に行われる。

```
=IF(F14=F$80,10,
IF(F14=F$81,9,
IF(F14=F$82,8,
IF(F14=F$83,7,
IF(F14=F$84,6,
IF(F14=F$85,5,
IF(F14=F$86,3,
IF(F14=F$87,1,0))))))))

```

選択肢の第1番目に該当する場合には、10点
選択肢の第2番目に該当する場合には、9点
選択肢の第3番目に該当する場合には、8点
選択肢の第4番目に該当する場合には、7点
選択肢の第5番目に該当する場合には、6点
選択肢の第6番目に該当する場合には、5点
選択肢の第7番目に該当する場合には、3点
いずれの選択肢にも該当しない場合には、0点

解答要旨をあらかじめ用意した選択肢の中から選択し、ボタンをクリックするだけで、入力を完成するという方法で、採点を実行していく。解答要旨を入力するたびに採点され、合計点も自動計算されるので採点が非常にスムーズに進行する。

No.	評価	合計 得点	問							問						
			1 重複成立? 10点満点	2 取消不満足? 10点満点	3 重複有効? 10点満点	4 離婚後却下? 10点満点	5 重複成立障害? 20点満点	6 週末婚有効? 20点満点	7 別氏婚不受理違害? 20点満点	1	2	3	4	5	6	7
1	A+	98	成立(婚姻取消の不満足:748)	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効(不満足:748)	却下(離婚後却下:749)	解除事由(不満足:748, 離婚後却下:749)	有効(効力:739, 効果:752)	違害(違24, 民339, 742, 750, 戸籍74)	8	10	10	10	10	10	10
2	A+	92	成立	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効(不満足:748)	却下(離婚後却下:749)	解除事由(不満足:748)	有効(効力:752)	違害(違24, 民339, 742, 750, 戸籍74)	8	10	10	10	9	9	10
3	A+	91	成立(違24, 効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効(不満足:748)	却下	解除事由(不満足:748)	有効(効力:739, 効果:752)	合意(違24, 民750, 戸籍74)	10	10	9	9	10	7	
4	A+	91	成立(違24, 効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効(不満足:748)	却下	解除事由(不満足:748)	有効(効力:752)	違害(違24, 民750, 戸籍74)	10	10	9	9	9	8	
5	A+	90	成立(違24, 効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効	却下	解除事由	有効(効力:739, 効果:752)	違害(違24, 民339, 742, 750, 戸籍74)	10	10	9	9	6	10	
6	A	89	成立(違24)	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効	却下	解除事由(不満足:748)	有効(効力:752)	違害(違24, 民750, 戸籍74)	9	10	9	9	9	8	
7	A	88	成立	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効	却下	解除事由(離婚後却下:749)	有効(効力:752)	違害(違24, 民339, 742, 750, 戸籍74)	6	10	9	9	8	9	
8	A	87	成立(効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効	却下	解除事由(不満足:748)	有効(効力:739, 効果:752)	合意(違24, 民750, 戸籍74)	7	10	9	9	10	7	
9	A	87	成立(効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効	却下	成立障害(不受理:740)取消:744)	有効(効力:739, 効果:752)	合意(違24, 民339, 742, 750, 戸籍75)	7	10	9	9	7	10	
10	A	86	成立(違24)	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効(不満足:748)	却下	成立障害(不受理:740)取消:744)	有効	違害(違24, 民339, 742, 750, 戸籍74)	9	10	9	7	7	10	
11	A	86	成立(違24)	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効	却下	解除事由(不満足:748)	有効(効力:752)	違害(違24, 民750, 戸籍74)	8	10	9	6	9	8	
12	A	85	成立	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効(不満足:748)	却下	解除事由(離婚後却下:749)	有効(効力:752)	違害(違24, 民750, 戸籍74)	6	10	9	9	8	8	
13	B	84	成立(違24, 効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効	却下	解除事由(離婚後却下:749)	有効(効力:752)	違害(違24, 民339, 742, 750, 戸籍74)	10	10	10	9	8	9	
14	B	84	成立(効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効	却下(離婚後却下:749)	成立障害(重婚の禁止:732)	有効(効力:752)	違害(違24, 民339, 742, 750, 戸籍74)	7	10	9	10	5	9	
15	B	82	成立(違24, 効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効(不満足:748)	却下	成立障害(重婚の禁止:732)	有効(効力:739, 効果:752)	違害(違24, 民750, 戸籍74)	7	10	9	9	10	8	
16	B	82	成立(違24, 効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効(重婚の禁止:732)	却下	解除事由(不満足:748)	有効(効力:739)	合意(違24, 民339, 742, 750, 戸籍75)	10	10	8	8	9	6	
17	B	81	成立	取消可・不満足(748)	有効	却下	解除事由	有効(効力:739, 効果:752)	違害(違24, 民339, 742, 750, 戸籍74)	6	9	9	9	6	8	
18	B	81	成立(違24)	取消可・不満足(748)	有効	却下	解除事由	有効(効力:739, 効果:752)	違害(違24, 民750, 戸籍74)	9	9	9	6	6	10	
19	B	81	成立	取消可(732)・不満足	有効	却下	解除事由	有効(効力:739, 効果:752)	合意(違24, 民339, 742, 750, 戸籍75)	6	7	9	9	6	8	
20	B	81	成立	取消可・不満足(744, 不満足:748)	無効(重婚の禁止:732)	却下	解除事由(離婚後却下:749)	有効(効力:752)	合意(違24, 民750, 戸籍74)	6	10	8	9	9	7	
21	B	80	成立(違24, 効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効	却下	解除事由	有効	違害(違24, 民750, 戸籍74)	10	10	9	9	6	7	
22	B	80	成立(効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効(不満足:748)	却下	解除事由(不満足:748)	有効(効力:739)	合意(違24, 民339)750)	7	10	10	9	9	8	
23	B	80	成立(効力:739(743))	取消可(744)・不満足	有効	却下(離婚後却下:749)	成立障害(不受理:740)取消:744)	有効(効力:752)	合意(違24, 民750, 戸籍74)	7	8	9	10	7	7	
25	C	79	成立(違24)	取消可(744)・不満足	有効	却下(離婚後却下:749)	解除事由	有効(効力:739)	合意(違24, 民339, 742, 750, 戸籍75)	9	8	9	7	6	8	
26	C	79	成立(効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効	却下	解除事由	有効(効力:739)	違害(違24, 民750, 戸籍74)	7	10	9	9	6	8	
27	C	78	不成立	取消可・不満足(744, 不満足:748)	無効	却下	成立障害(不受理:740)取消:744)	有効(効力:752)	違害(違24, 民339, 742, 750, 戸籍74)	1	10	6	9	7	10	
27	C	77	成立(違24)	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効	却下	解除事由	有効(効力:739, 効果:752)	違害(違24, 民339, 742, 750, 戸籍74)	9	10	9	9	0	10	
28	C	75	成立(効力:739(743))	取消可・不満足(748)	有効(不満足:748)	却下	解除事由(離婚後却下:749)	有効(効力:752)	違害(違24, 民339, 742)	7	9	10	9	8	9	
29	C	75	成立(効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効	却下	解除事由	有効(効力:752)	合意(違24, 民339)750)	7	10	9	9	6	9	
31	C	73	成立(効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効(不満足:748)	却下	解除事由	有効(効力:752)	違害(違24, 民750, 戸籍74)	7	10	10	0	6	8	
30	C	72	成立(効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効	却下	成立障害(重婚の禁止:732)	有効(効力:752)	違害(違24, 民339, 742, 750, 戸籍74)	7	10	9	6	3	7	
33	C	70	成立	取消可・無効(121)	無効(重婚の禁止:732)	却下	解除事由(不満足:748)	有効	合意(違24, 民339)750)	6	5	8	9	9	7	
34	C	70	成立(効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効	却下	解除事由	有効(効力:752)	合意(違24, 民750, 戸籍74)	7	10	9	0	6	9	
32	D	67	成立(効力:739(743))	取消可・不満足(744, 不満足:748)	有効	却下	成立障害	違害(合意なし:742)	違害(違24, 民339, 742, 750, 戸籍74)	7	10	9	9	3	10	
35	D	65	不成立(重婚の禁止:732)	取消可・不満足(744)	無効	却下	成立障害	有効(効力:752)	合意(違24, 民750, 戸籍74)	3	9	6	9	3	9	
36	D	65	不成立	取消可・無効(121)	無効	却下	成立障害	有効(効力:752)	違害(違24, 民339, 742, 750, 戸籍74)	1	5	6	9	3	10	
37	D	60	不成立(重婚の禁止:732)	取消可・無効(121)	無効	却下	解除事由	有効	合意(違24, 民750, 戸籍74)	3	5	6	6	6	7	
38	E	47	不成立(重婚の禁止:732)	取消可(744)・不満足	無効	却下(離婚後却下:749)	解除事由(不満足:748, 離婚後却下:749)	無効(合意なし:742)	合意(違24, 民750, 戸籍74)	3	8	0	10	10	3	0
評価基準	10	成立(違24, 効力:739(743))	取消可(744)・不満足(748)	有効(不満足:748)	却下(離婚後却下:749)	解除事由(不満足:748, 離婚後却下:749)	有効(効力:739, 効果:752)	違害(違24, 民339, 742, 750, 戸籍74)	平均	79.4						
	9	成立(違24)	取消可(不満足:748)	有効	却下	解除事由(不満足:748)	有効(効力:752)	合意(違24, 民339, 742, 750, 戸籍75)	A+	5						
	8	成立(婚姻取消の不満足:748)	取消可(744)・不満足	無効	却下	解除事由(離婚後却下:749)	有効(効力:739)	違害(違24, 民750, 戸籍74)	A	7						
	7	成立(効力:739(743))	取消可(732)・不満足	無効	却下(離婚後却下:749)	成立障害(不受理:740)取消:744)	有効	合意(違24, 民750, 戸籍74)	B	11						
	6	成立	取消可	無効	却下	解除事由	有効	合意(違24, 民750, 戸籍74)	C	10						
	5	不成立(不受理:740)	取消可・無効(121)	取消(不満足:744)	却下	成立障害(重婚の禁止:732)	無効	合意(違24, 民339)750)	D	4						
	3	不成立(重婚の禁止:732)	取消可(離婚後却下:749)	取消(重婚の禁止:732)	却下(離婚後却下:749)	成立障害	無効(合意なし:742)	違害(違24, 民339, 742)	E	1						

図1

4．授業効果

採点終了後に、採点結果を印刷すると図1の通りとなる。個人情報を守るために、個人を特定できる情報を削除し、番号自体も、成績順にソートすることによって、意味を失わせている。この答案採点表の特色は、学生の答案要旨がすべて示されていること、採点基準に合わせて厳格に採点されていること、得点分布がグラフで示されていることである。採点結果は上記の通りであり、得点分布がほぼ正規曲線に近づいていることから、問題と採点の公平さが確保されていると感じられた。学生には、答案の返却とともにこのシートを配布し、どの程度の順位に位置するのか、どの点の理解度が不十分なのかを相対的に理解させることが可能で、学力の到達度の客観評価に役立った。

5．問題点・課題

今回の試みは、自由記述式の試験問題について、客観的かつ公正で透明な採点を実現しようとするものであり、客観的な採点を担保するために、必ずしも複数人による採点を必要としないことを明らかにした点で意義がある。しかし、このシステムを複数の採点者が利用する環境が整っている場合には、従来のような妥協による客観化ではなく、採点結果の違いが出た場合に採点基準そのものを客観化する方法が採用されることになり、答案採点の客観化が一層高まるようになると思われる。また、システムでは評価することができないと思われる能力（例えば、思考プロセス）も、上記の評価基準で示したように、立場ごとに異なる評価基準を用いることによって、思考過程における矛盾をチェックできることが明らかとなった。また、誤字・脱字や、表現方法の未熟な点については、答案に赤ペンで書き込みを入れて返却しており、このような補足を行うことによって、このシステムは、学生の理解度チェックに大いに役立っていると思われる。

eラーニングを活用した倒産処理法授業

1．授業のねらい

倒産処理法の授業は、日常的に体験するかも知れない倒産の本質を明らかにし、破産法、民事再生法の基本知識の修得に重点をおくことを目的としている。

2．授業のシナリオ

2年生以上を対象に2単位、選択科目で90分の授業を14回実施、授業規模は45名。

(1) 授業内容

講義で取り扱う内容は、破産法、民事再生法が中心となるが、特に重要な対比が生じる場面においては会社更生法、私的整理まで範囲を広げている。

具体的には、第1・2週「倒産処理総論」、第3・4週「倒産処理手続の開始」、第5・6週「実体的権利関係の整理」、第7週「債権者の地位」、第8～10週「破産財団・債務者財産の調整」、第11・12週「倒産処理手続の終了」、第13・14週「特別な倒産処理手続」のように進行する。また、破産手続と民事再生手続を統一的に一つの時間軸にのせて講義することにより、その手続的類似性または特徴的差異を理解させている。

倒産処理法は、実体法的側面と手続法的側面を併せ持つ法分野であり、理論的に深く考察すべき問題と技術的な知識を正確に理解すべき問題とが絡み合っていることから、半期2単位の授業で破産法、民事再生法の基礎知識を体系的に講義することは実際に不可能である。

(2) 授業の流れ

教室での授業では、テーマごとに、まず、このユニットで学ぶこととしてテーマの全体像を説明し、次いで破産手続関連の基礎知識の解説、民事再生手続関連の基礎知識の解説、両者の対比を行い、最後に質問を受け付けるようにしている。特に、後期の「倒産処理法特論」で扱われる重要論点に関わる部分については、その都度意識的にそのことを指摘するようにしている。限られた時間を有効に活用するために、eラーニングの手法を用いて効率的かつ適切な予習が可能となるよう配慮することになっている。

3. IT活用の詳細

(1) e-SubNoteシステムの導入

eラーニングシステムによる授業内容の予告および資料の事前配布に加え、予習の効率化をはかるため、1コマ毎の授業内容に必要な項目を構造化しておき、学生は資料等を参照しながら各項目を埋めてWEB上で倒産処理法のサブノートを作成するe-SubNoteシステムを独自に開発し、実験的に導入した。これにより、学生が重要事項を予習し忘れる、逆にあまり重要ではない事項に長時間こだわる、という状況を回避することができると考えた。

(2) e-SubNoteシステムの利用

① 教員による「サブノートマスター」の作成

教員は、以下の指針に従って、若干の解説を付してサブノートの項目を示し、サブノートのひな形（サブノートマスター）を作成する（図1）。

サブノートマスターにおいては、タイトル、科目名の他に難易度および版を明示できるようにし、またファイルを添付することができるようになっている。教員が示すべき学習指針としての項目は、学生が項目ごとに基本書・六法・判例集等を参照しながら基本事項をまとめることを前提に以下のように考えた。

- * 基本的知識については、定義・要件・目的・効果を整理して理解できるように学習項目を示す。
- * 実体法的側面に関する問題点については、民法・商法の知識の確認・問題の本質・学説と判例について整理し、理解できるように学習項目を示す。
- * 手続法的側面に関する問題点については、手続の内容・方法について整理して理解できるように学習項目を示し、手続の本質・目的を理解するために、そのルールが守られなければならないかという点を特に考えさせる。



図1 サブノートベースの作成画面

② 学生がe-SubNoteシステムにアクセス

学生がe-SubNoteシステムにアクセスすると、サブノートマスターの一覧が現れ（図2）、自分がまだノートを作成していない項目を探してクリックする。

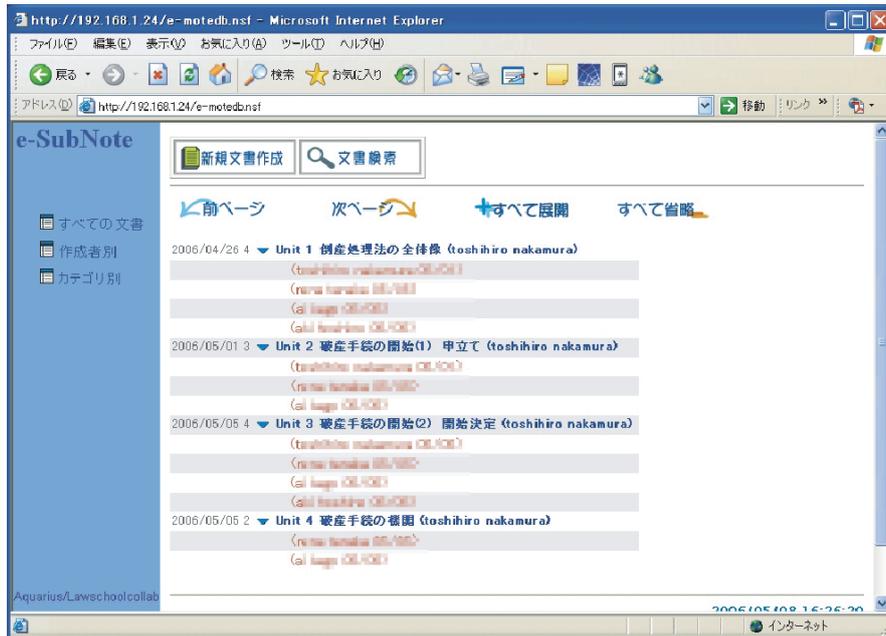


図2 サブノートのリスト画面

③ 学生によるサブノートの作成

サブノートマスターを開くと、学習項目が一覧表示される（図3）。ここから「新規ノート作成」を選択すると、学習項目ごとにテキスト入力フィールドが現れ（図4）、学生は資料等を参照しながらここに必要な事項を記入する。この文書はA4サイズの印刷に適するように予め調整されており、学生が完成したノートを印刷してファイルにまとめることができるように配慮してある。なお、学生が作成したノートの内容については、原則として他の学生は閲覧することはできない。

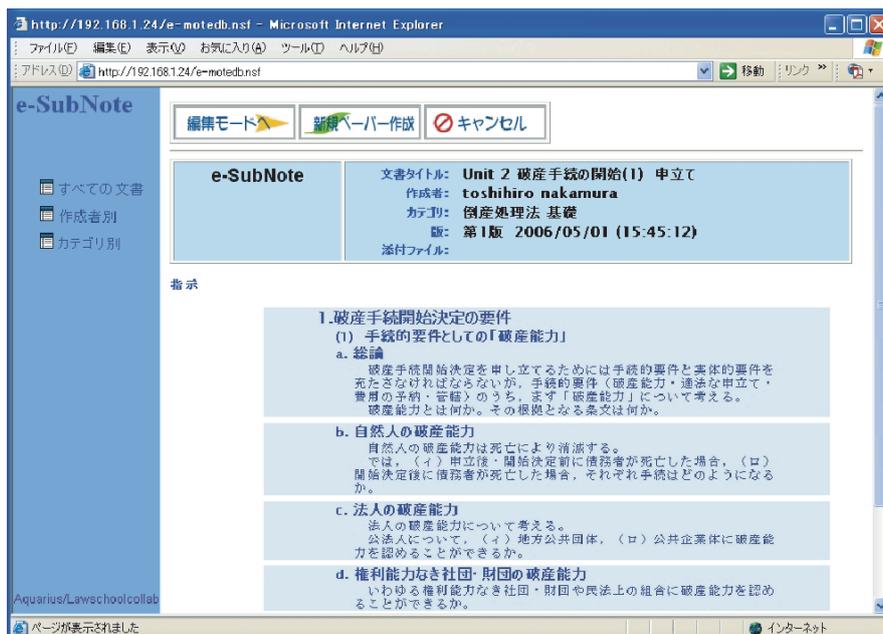


図3 学習項目の一覧表示画面



図4 サブノート作成画面

④ 教員によるサブノートの確認

教員は全学生のノートをすべて閲覧することができる。そのため、授業の前に教員が学生のノートをチェックして全員の理解傾向を把握することにより、その結果を反映させた効率的な授業運営が可能となる。具体的には、全員のノートを確認することにより、さらりと流してよい事項、より深く考えさせるため追加的情報を提示すべき事項、間違いが多く見受けられるため重点的に解説を加えるべき事項を容易に識別することができるようになった。とくに、新発想に基づく誤解の発見が可能となり、それを全学生に紹介して必要な修正を施すことは意外に有効であった。

4. 授業効果

このシステムを利用した結果、基礎的事項については完全に予習に委ね、授業はその延長として位置付けるという計画は、ほぼ成功したと考えている。

学生からの評価は良好で、はじめて学習する科目について、何をどれだけ予習すれば十分であるのか不安であったが、ある程度解消されたとの積極的評価があった。

情報サービス会社が法科大学院向けに提供しているオンラインの法律用語辞書に誤りがあったため、ある事項について半数以上の学生が法律の条文番号を誤っていたが、直後の授業において直ちに修正することができたことが、有効性の一例として指摘できる。

サブノート作成の傾向から、各学生の学習上の能力や科目に対する情熱などが、回を重ねるごとに読み取れるようになり、教員がやる気のある学生をさらにのばすなど、ピンポイントで学生を指名し、議論をする素地も与えられた。

5. 問題点・課題

学生からは、作成中の文書を教員に覗かれるのが嫌だという意見があった。逆に、逐次見回って、間違いを発見したら即座に指摘してほしいという意見もあった。システムには「文書非公開」の機能が実装されており、前者の要望に対応できるようになっていたが、これを説明しなかったため、このような意見が出たものと思われる。後者の意見に対応するために「教員にレビューを要求」という機能を実装する予定で改良を検討している。

全学生のノートを特定の学習項目ごと一覧できる機能に明らかに改善を要すべき問題が残った。学生が学習項目に対して詳細な記述を行うにつれ、一覧性（視認性）が極端に悪化する。学習項目ごとに全学生の記述内容を一覧するレポートは必要である場面も多く、最重点改修項目と認識している。

5. IT活用に伴う課題

(1) 教員側の課題

現状においては、教員の情報活用能力になお著しい個人差がある。そのため、教育研究のための情報データベースやオンライン教育マネジメントシステムが導入されたとしても、これを使いこなせる教員は必ずしも多くない。また、大学によっては、ITを活用して授業の改善に取り組む教員が存在しないところも少なくない。今後は、教員にとって基本的な情報処理能力は教育上必須の技術であるという意識を大学法人全体についても、法学部や法科大学院内部においても広く涵養し、教員全体の能力の底上げを推進していく必要がある。

そのためには、先端的な知識・技術を身に付けた教員が先頭に立ち、授業のオープン化や成績評価の客観化など、新しい教育方法の推進に努めるだけでなく、大学間によるファカルティ・デベロップメントの活動を通して、知識や経験が広く教員間に浸透するような仕組みを積極的に形成していく必要がある。

(2) 学生側の問題

近時、若年層においては情報処理に関する基礎教育を受けた者が多くなっているとはいえ、高校までの学生の情報処理能力には、なお著しい個人差がある。今後は、教員側が授業とITシステムをうまく連携させることにより、学生全体の能力の底上げを図ることが必要である。例えば、eラーニングシステムなどの多くの情報システムについては、これを単に構築するだけでなく、学生がシステムの操作と利用に習熟するための準備教育をうまく組み合わせしていく必要がある。

(3) ファカルティ・デベロップメントとの関係

今後は、情報を対象とする各法分野において、授業内容との関係でITをより有効利用するための取り組みが必要である。例えば、各教員の授業を録画し、これを素材として授業改善のための議論を行うことのできるシステムは、ファカルティ・デベロップメントにとって大変有用である。また、法学部や法科大学院におけるIT活用は、他面において、情報および情報システムに対する法的管理の方法までを念頭に置いたものでなければならず、教員の啓発活動も今後のファカルティ・デベロップメントの重要な一要素になると思われる。

(4) 学内連携、大学相互の連携、大学と学外機関の連携

IT活用に伴う課題としては、個々の教員の取り組みと、図書館や情報センターなどの大学組織としての取り組みをどのように有機的につなげていくか、また、サイバーコートシステムや遠隔法律相談システムなど、大学間、大学と社会全体とを連携していく試みをどのように進めていくか、という課題が存在する。また、各種の法律関係情報データベースを社会全体でどのように発展・管理していくかという問題も大学だけでは解決できない課題であり、今後、私立大学情報教育協会などの連合組織がイニシアチブをとって進めていく体制作りが必要であろう。